

船舶事故調査報告書

平成26年11月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年7月24日（水） 15時30分ごろ
発生場所	北海道小樽市新川の第一新川橋下流 小樽市所在の樽川三等三角点から真方位207° 1,560m付近 （概位 北緯43° 09.4′ 東経141° 13.8′）
事故調査の経過	平成25年8月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ エフゼット エス FZ-S、0.2トン 200-39751北海道、個人所有 2.85m (Lr) × 1.10m × 0.47m、FRP ガソリン機関、154.5kW、平成25年6月 B 水上オートバイ ウルト ラ エックス ULTRA300X、0.1トン 200-39472北海道、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、213kW、平成24年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 24歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年7月14日 免許証交付日 平成23年7月14日 （平成28年7月13日まで有効） 同乗者A 女性 21歳 B 船長B 男性 45歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年7月15日 免許証交付日 平成22年7月15日 （平成27年7月14日まで有効）
死傷者等	A 負傷 1人（同乗者A） B 負傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷前部に凹損及び擦過傷
事故の経過	A船は、船長Aが、1人で乗り組み、同乗者Aを後部座席に乗せ、

	<p>遊走中、B船を認めて速力を競うことを思い立ち、船長Bに競走を申し入れ、新川に架かる第一新川橋付近を発進し、河口に向けてB船と並走しながら、約100km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で北西進中、B船がA船を追い越して間もなく左舷船首方至近からA船の航行方向に向かって回頭して来ることを認めたが、どうすることもできず、平成25年7月24日15時30分ごろA船の船首とB船の右舷前部とが衝突した。</p> <p>船長A及び同乗者Aは、衝突の勢いで投げ出され、船長AがB船の前部に当たり、同乗者Aが船長Bと接触し、それぞれ落水した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを後部座席に乗せ、仲間の水上オートバイ4隻と共に新川を^{さかのぼ}って遊走していたところ、船長Aから競走を申し込まれ、第一新川橋付近を発進し、下流に向けて航走を開始した。</p> <p>B船は、約118km/hの速力で北西進中、先行するA船を右舷側に約10m離して追い越し、A船よりも約5m～10m前方に出たとき、左舷船首方から波高約0.5mの波を受け、船長Bがハンドルをとられ、右方に回頭するとともに、速力が急激に落ち、同乗者Bが落水し、船長Bが体勢を整えようとしたものの、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で投げ出された同乗者Aと接触して落水した。</p> <p>A船及びB船は、すぐにエンジンが停止し、新川の右岸及び左岸にそれぞれ流れ着き、船長Aが、泳いでA船に戻り、船長B等を揚収してB船に行った後、新川河口右岸の海岸に移動し、被害の確認及び海上保安庁への通報等の事後措置に当たった。</p> <p>船長Bは左手第一中手骨基部骨折、同乗者Aは頭部打撲を負ったが、船長A及び同乗者Bに怪我はなかった。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船の最大搭載人員は、それぞれ3人であった。</p> <p>船長Aは、たまたまB船を見掛け、A船及びB船が本事故当時それぞれのメーカーで1番速力の出る船と言われていたことから、どちらが早いか勝負することを思い立ち、競走を申し込んだものであった。</p> <p>船長Bは、新川に入れば、波がほとんどなく、海上に比べて水面が穏やかであり、高速走行することができたことから、これまでに数回、新川に来たことがあった。</p> <p>船長Bの仲間の水上オートバイ4隻は、A船及びB船に先行して河口に戻っており、本事故発生場所付近には、航走波等の波が残っていた。</p> <p>本事故発生場所付近の川幅は、約100mであった。</p> <p>船長A、同乗者A、船長B及び同乗者Bは、全員が水着の上に救命胴衣を着用していた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B あり</p> <p>A 船は、第一新川橋下流において、B 船と競走を行って並走して北西進中、船長Aが、衝突直前、B 船が左舷船首方至近からA 船の航行方向に向かって回頭して来ることを認めたことから、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、第一新川橋下流において、A 船と競走を行って並走して北西進中、左舷船首方からの波を受け、船長Bがハンドルをとられ、A 船の航行方向に向かって回頭したことから、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、第一新川橋下流において、A 船及びB 船が競走を行って並走して共に北西進中、B 船が、左舷船首方からの波を受け、船長Bがハンドルをとられ、A 船の航行方向に向かって回頭したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイで遊走する際は、他船と競走を行うなどの危険な操縦を慎み、安全運転を心掛けること。